

処遇改善加算等の情報公開について

令和6年度 処遇改善加算等の取得状況について

社会福祉法人 日本視覚障害者職能開発センター（以下当法人）では、下記の加算を取得しています。（令和6年4月時点）

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

福祉・介護職員の処遇改善は福祉・介護職員の賃金改善のために平成24年に創設されました。その後、昇給につながるキャリアアップの制度のしくみを構築し福祉・介護職員の資質を向上させることや労働環境を整備することで福祉・介護職員の定着をはかることで加算算定を行っております。

当法人では下記の取り組みを行っており、要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び職場環境等要件を満たしております。

1. キャリアパス要件

(1) キャリアパス要件Ⅰ

- ・ 職員の職位、職責又は職務内容に応じた任用等の要件を定めています。
- ・ 職位、職責、又は職務内容等に応じた賃金体系について定めています。
- ・ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、当法人の職員に周知しています。

(2) キャリアパス要件Ⅱ

・ 福祉職員の職務内容等を踏まえ、福祉職員と意見を交換しながら、資質の向上及び下記に関する具体的な計画を策定し、研修の実施または研修の機会を確保しています。

①資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉職員の能力評価を行います。

1) 事業所全体で資格等（社会福祉士、精神保健福祉士、日商PC検定、秘書検定、MOS検定、ITパスポート等）の取得率の向上を行っています

2) 利用者とのニーズに応じた良質なサービス提供を行う。関係機関との情報交換を行い知識と技術の向上に努めています。

②資格取得のための支援の実施をしております。

1) 介護福祉士、精神保健福祉士、社会福祉士国家資格の受験料の助成をしております。

2) 研修受講のための職員シフト調整を行います。

3) 教材の購入助成をしております。

(3) キャリアパス要件Ⅲ

・福祉職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けています。

- ①経験に応じて昇給する仕組みを設けています。
- ②資格等に応じて昇給する仕組みを設けています。

2. 職場環境等の要件

(1) 入職促進に向けた取り組み

・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みを明確化しています。

(2) 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援をしております。

(3) 両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の整備をしております。
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備をしております。
- ・業務や福利厚生制度の充実をはかっております。
- ・障害を有する職員も働きやすい職場環境の構築や勤務への配慮をしております。

(4) 心身の健康管理

- ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施をしております。
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成をしております。

(5) 生産性向上のための業務改善への取り組み

- ・タブレット端末などの ICT 活用に伴う業務量の縮減をしております。
- ・記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減をしております。

(6) やりがい・働きがいの構成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善をしております。
- ・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供をしております。
- ・支援の好事例や利用者やその家族からの謝意等の情報共有の機会を設けております。